

令和6(2024)年度 おもいやり駐車スペース適正利用啓発キャンペーン実施要領

1 目的

栃木県では、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」(平成11年制定)の一環として、歩行等に配慮が必要な方を対象とした「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を平成20年度から展開しているが、未だに不適正な利用が目立ち、本来の利用者が使用できないといった問題が生じている。そこで、おもいやり駐車スペースの適正利用に向け、効果的・効率的に県民への周知啓発を図ることを目的として、関係機関及び団体等が一体となった重点キャンペーンを実施する。

2 キャンペーン期間

令和6(2024)年12月1日(日)～31日(火)の31日間

※ 障害者週間12月3日(火)～12月9日(月)を含めた期間で設定。

3 協力団体

おもいやり駐車スペース協力施設を所管する団体等(民間企業、市町、県関連団体等)

4 実施内容

(1) 県の取組

- ① 適正利用PR動画、県政広報コーナー、庁舎内エレベーター(液晶ディスプレイ、文字表示)、ホームページ、SNS、報道発表(記者クラブ投げ込み)等を活用した普及啓発を行う。
- ② 上記3の協力団体に対し、本キャンペーンへの協力を要請するとともに、下記5の適正利用に向けた取組メニュー(1)～(5)の啓発用物品等を配布する。
- ③ ②に加え、おもいやり駐車スペースの視認性についてアンケート調査を行うとともに、県が有償で配布する表示板について改めて周知する。

(2) 協力団体の取組

- ① 県の要請に基づき、下記5の適正利用に向けた取組メニューの中から実施可能な取組を行う。
- ② 啓発活動終了後、事業報告書(別紙)を令和7(2025)年1月27日(月)までに県に報告する。

5 適正利用に向けた取組メニュー

(1) おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業県民向けチラシの配布 (A4両面)

- ※ 交付基準が記載されているチラシを採用することで、県民の制度に対する理解度向上を図る。
- (2) おもいやり駐車スペース適正利用ポスターの掲示(A2サイズ)
 - (3) 施設内でのアナウンス
 - (4) 広報誌等への掲載
 - (5) ホームページへの掲載
 - (6) 駐車スペースの視認性向上を図る取組(立て看板を設置する、地面に色をつける等)
 - (7) その他

6 結果報告と公表

県は、協力団体の取組をまとめ、報道機関等に情報提供するとともに、県ホームページ上に掲載し、広く県民に周知する。